

八街市高齢者福祉計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30（2018）年度～32（2020）年度

概要版



平成30（2018）年3月
八街市



計画策定にあたって

少子高齢化が進行していく状況において、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくためには、若い世代による支えだけではなく、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、その活力を地域の中で活かしていくことも重要と考えられます。

前期計画で進められていた「地域包括ケアシステム」を本計画において、深化・推進することで、本市のすべての高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心・安全のある生活ができるよう、「高齢者」「介護者」「地域」の3つの視点から、市民や民間企業、NPOと協働・連携による地域共生社会の実現に向け、ともに推進していくことを目的に本計画を策定します。

計画の性格

本計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体化して策定します。庁内関連諸計画として、「八街市総合計画」を上位計画としつつ、保健・福祉分野などの個別計画との整合性を図り、連携のとれた計画とします。

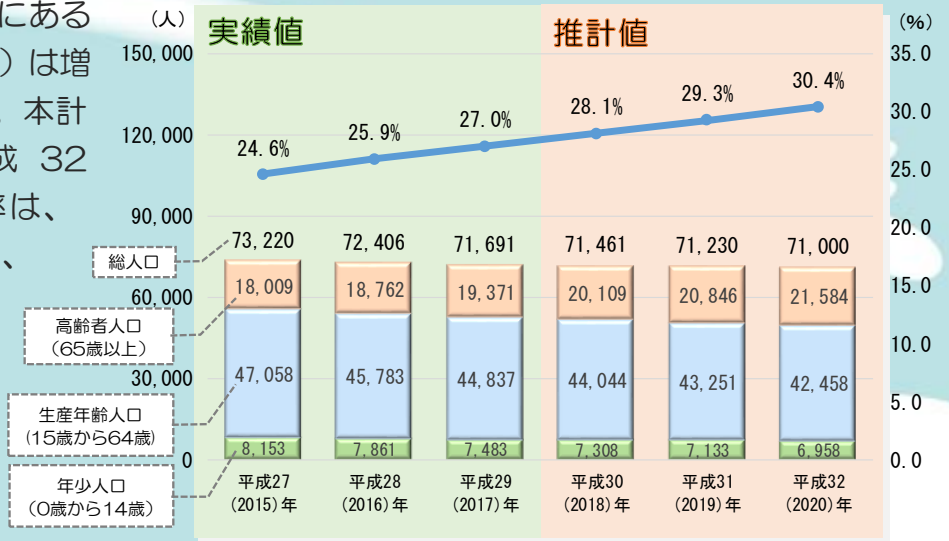
計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3か年となります。

施策の体系

基本理念	計画の方向	目標	施策
健康と 思いやり に あ ら る 街	生涯にわたる健康づくり	【基本目標1】 生涯にわたる健康づくりの推進	1-1：健康意識の向上 1-2：適切な健康管理の支援
	生きがいに満ちた高齢者福祉の充実	【基本目標2】 高齢者の生きがいづくりの推進	2-1：生きがい活動の充実 2-2：生きがい活動の場の確保 2-3：就労支援の充実
	地域で支え合う福祉の推進	【基本目標3】 高齢者の在宅生活と介護者を支える支援の充実	3-1：高齢者の見守り支援 3-2：外出支援の充実 3-3：その他事業
		【基本目標4】 高齢者が安心して暮らすことができるまちづくり	4-1：高齢者の安全の確保 4-2：高齢者の権利擁護
	介護保険制度の円滑な運営	【基本目標5】 介護保険サービスの充実	5-1：介護保険事業の推進 5-2：介護サービス基盤の整備 5-3：情報提供の充実 5-4：相談体制の充実 5-5：介護サービスの質的向上
	地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの推進	【基本目標6】 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進	6-1：地域ケア会議の運営 6-2：在宅医療・介護の連携推進 6-3：介護予防・生活支援サービス事業 6-4：一般介護予防事業 6-5：認知症施策の推進 6-6：生活支援体制整備事業 6-7：支え合うための地域づくり

高齢者人口の推計

本市の総人口は、減少傾向にある一方、高齢者人口（65歳以上）は増加が続く見込となっています。本計画の終了期間にあたる平成32（2020）年には、高齢化率は、30.4%になると予測され、約3人に1人が高齢者ということになります。

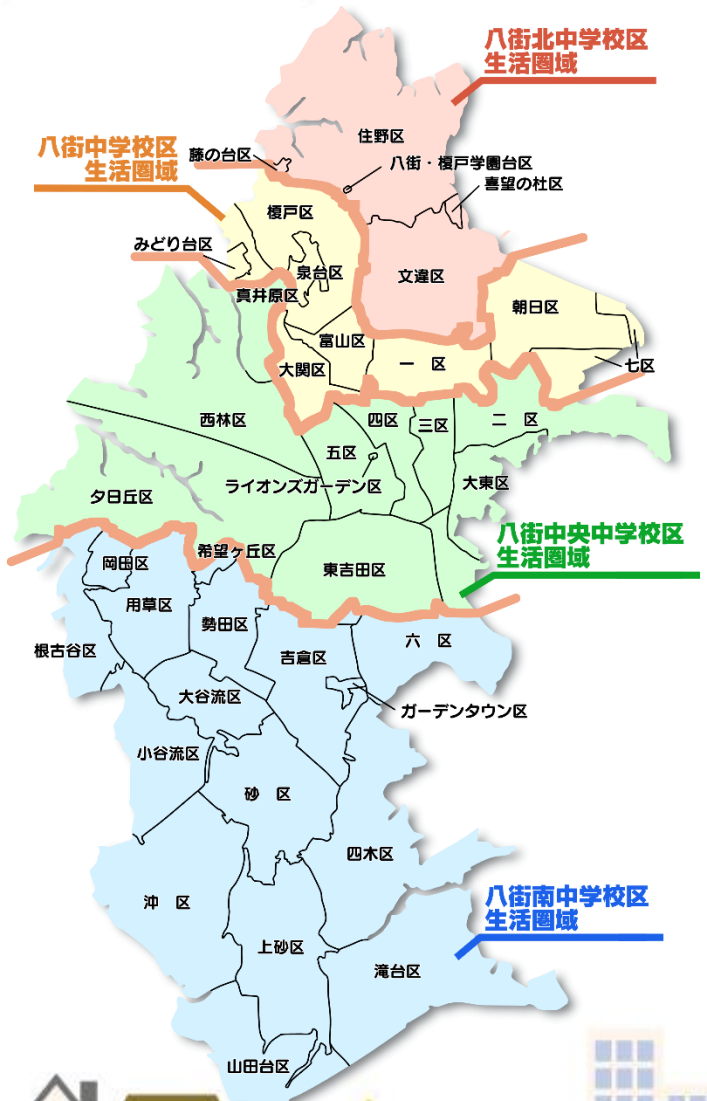


日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を指します。

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、この日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要利用定員総数や利用量などを見込むこととしています。

本市では、地域のつながりを考慮し、第6期と同様に4つの中学校区を日常生活圏域に決めました。



高齢者を支える施策の展開

基本目標 1

生涯にわたる健康づくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らし、健康な状態で日々の生活を送ることができるよう、健康づくりや健康維持への取り組みを推進します。

【施策】

1-1 健康意識の向上

1-2 適切な健康管理の支援

主な事業

- 健康づくりの啓発
- 健康相談
- 特定健康診査の推進
- 人間ドック・脳ドック費用の助成
- がん検診
- 感染症対策
- はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成

基本目標 2

高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が培った知識や経験、技能などを発揮する場の創出、体力や志向に応じた生きがい活動の充実など、要介護状態への移行を未然に防ぐための取り組みを推進します。

【施策】

2-1 生きがい活動の充実

2-2 生きがい活動の場の確保

2-3 就労支援の充実

主な事業

- 高齢者学級
- 生きがい短期大学
- 老人福祉センター、南部老人憩いの家
- シルバー人材センター支援事業
- 高齢者生きがい対策事業

基本目標 3

高齢者の在宅生活と介護者を支える支援の充実

ひとり暮らし高齢者などの見守り、外出時の支援など、高齢者が安心して生活するための支援を推進します。

【施策】

3-1 高齢者の見守り支援

3-2 外出支援の充実

3-3 その他事業

主な事業

- 高齢者見守りネットワーク
- ひとり暮らし等高齢者訪問事業
- ふれあいバス
- 福祉カー貸付
- お買い物代行サービス事業（買い物弱者支援事業）
- 高齢者外出支援タクシー
- おむつの給付
- 配食サービス

基本目標 4

高齢者が安心して暮らすことができるまちづくり

高齢者が安心・安全な日常生活を営むために、防犯・防災体制の充実を図ります。

【施策】

4-1 高齢者の安全の確保

4-2 高齢者の権利擁護

主な事業

- ・SOS ネットワーク
- ・緊急通報装置の設置
- ・あんしん箱設置
- ・消費生活相談事業
- ・防災・防犯・交通安全の各意識の普及・啓蒙
- ・成年後見制度の活用
- ・高齢者虐待への対応

基本目標 5

介護保険サービスの充実

高齢者が自らの選択によって、自分に最もふさわしい介護サービスを利用できるよう、適切な要支援・要介護認定を行うとともに、介護保険にかかる積極的な情報提供の実施、そして、介護サービスの質的・量的充実を図ります。

特に、地域と密着した各種サービスの事業内容の充実を図ることにより、高齢者とその家族の生活の質を高めていくことが重要となります。このようなことから、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で、自身の心身の状態に最もふさわしいきめ細やかな支援が受けられるよう、地域密着型サービスや在宅サービスなど、様々な支援を提供する基盤づくりを推進します。

【施策】

5-1 介護保険事業の推進

5-2 介護サービス基盤の整備

5-3 情報提供の充実

5-4 相談体制の充実

5-5 介護サービスの質的向上

主な事業

- ・介護保険サービスの推進
- ・高齢者の居住にかかる施策との連携
- ・在宅サービス提供施設の整備支援
- ・情報提供の充実
- ・地域包括支援センターによる総合相談
- ・介護サービスに係わる人材育成の推進



基本目標 6

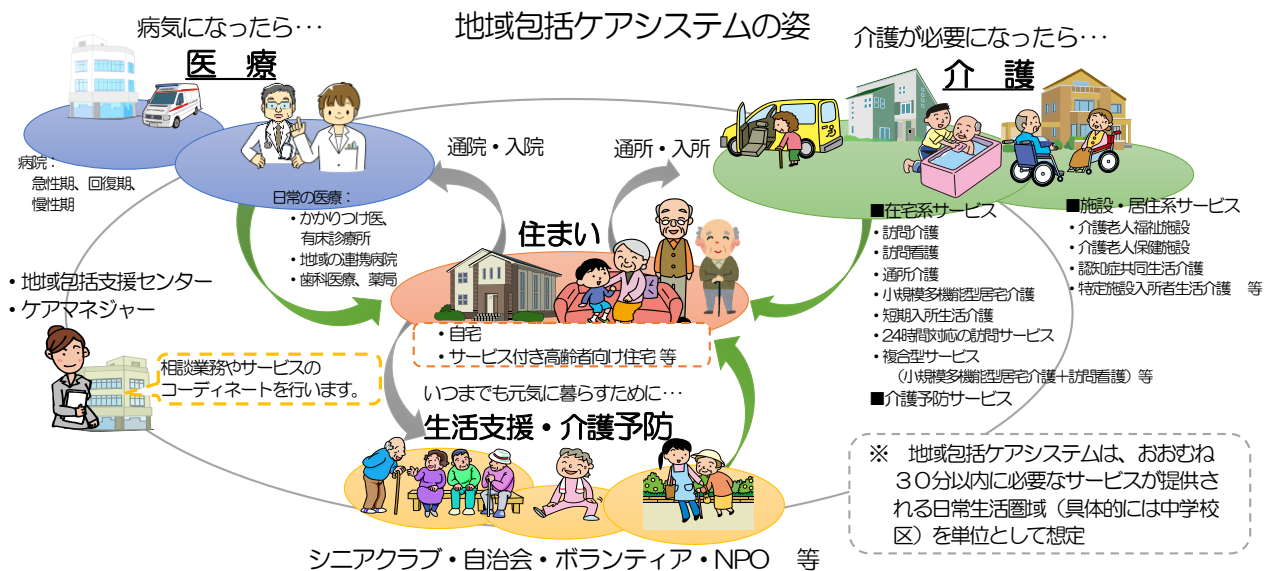
地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

国は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指しています。

基本項目としては、①地域ケア会議、②医療・介護連携、③介護予防、④認知症対策、⑤生活支援です。それら項目をPDCAサイクルの評価をもとに、市町村が中心に総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会を実現し、継続的な支援を目指していきます。

また、平成29（2017）年の介護保険制度改正により、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などの取り組みの推進、②医療・介護の連携の推進、③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などが新たに加わりました。

地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムをさらに推進していきます。



【施策】

6-1 地域ケア会議の運営

6-2 在宅医療・介護の連携推進

6-3 介護予防・生活支援サービス事業

6-4 一般介護予防事業

6-5 認知症施策の推進

6-6 生活支援体制整備事業

6-7 支え合うための地域づくり

主な事業

- ・地域ケア会議の運営
- ・在宅医療・介護の連携推進
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・介護予防教室
- ・出張介護予防教室
- ・認知症サポーター養成講座
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・認知症カフェ
- ・認知症高齢者を抱える家族交流会
- ・生活支援体制整備事業
- ・ボランティアの育成
- ・介護支援ボランティア

介護保険事業の推進

◆介護保険事業のサービス

介護予防サービス（要支援1～2）

介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導
介護予防通所リハビリテーション
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護
介護予防福祉用具貸与
特定介護予防福祉用具購入
介護予防住宅改修
介護予防支援

地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

介護サービス（要介護1～5）

居宅サービス

訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具購入
住宅改修
居宅介護支援

地域密着型サービス

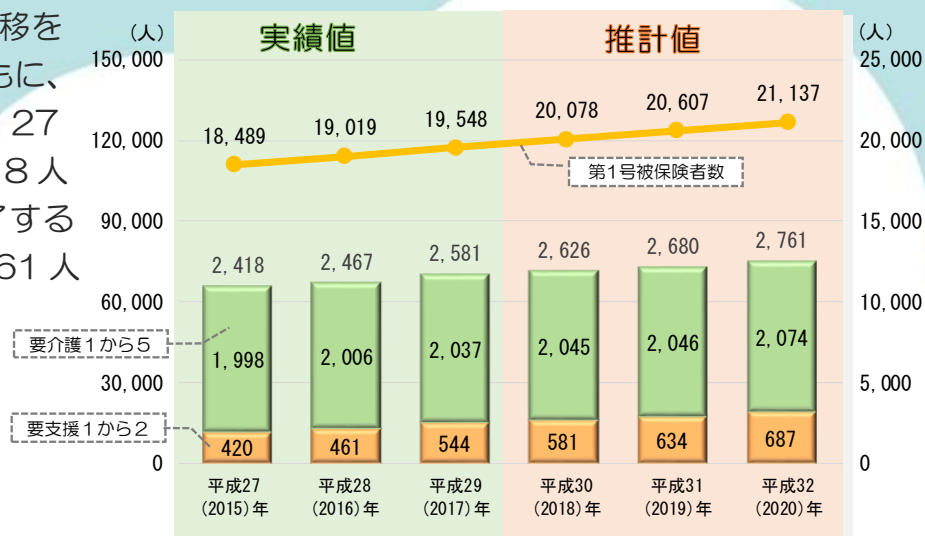
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設（療養型病床群など）
介護医療院

◆要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数の推移をみると、要支援者・要介護者ともに、増加傾向にあります。平成 27 (2015) 年は、認定者数 2,418 人だったのに対し、本計画が終了する平成 32 (2020) 年では、2,761 人になると予測されています。



◆第7期介護保険事業計画における保険料

○標準給付費及び地域支援事業費の見込み

	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	合計
標準給付費見込額	4,307,729,849 円	4,656,857,735 円	5,178,980,958 円	14,143,568,542 円
地域支援事業費	223,501,000 円	227,376,000 円	231,376,000 円	682,253,000 円

○所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準額に対する比率	年間保険料 (円)	
第 1 段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金の受給者で世帯員全員が市民税非課税の方	0.45	28,400	
	本人及び世帯全員が市民税非課税者 本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方			
第 2 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税者 本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.75	47,400	
第 3 段階	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円を超える方	0.75	47,400	
第 4 段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.9	56,900	
第 5 段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税者で、本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超える方	1.0	63,200	
第 6 段階	本人が市民税課税者	本人の前年中の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.2	75,800
第 7 段階		本人の前年中の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	1.3	82,200
第 8 段階		本人の前年中の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	1.5	94,800
第 9 段階		本人の前年中の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	1.7	107,500
第 10 段階		本人の前年中の合計所得金額が 400 万円以上の方	1.9	120,100